

もっと詳しく軽自動車税

■軽自動車税とは

- ・4月1日時点で軽自動車を所有されている方に課税されます。
- ・軽自動車の車種、初度検査年月等により税率が異なります。

■税率

○原付、二輪車、小型特殊自動車

税制改正に伴い、税率が一律に引き上げとなります。

種別	税率(年額)		
	変更前	変更後	
原付	一種(50cc以下)	1,000円	2,000円
	二種(90cc以下)	1,200円	2,000円
	二種(125cc以下)	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪軽自動車(250cc以下)	2,400円	3,600円	
二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円	6,000円	
ポータレラー・雪上車	2,400円	3,600円	
小型特殊自動車(農業作業用)	1,600円	2,400円	
小型特殊自動車(その他)	4,700円	5,900円	

○三輪以上の軽自動車

経年重課、グリーン化特例制度が適用されます。

種別	対象・税率(年額)			
	平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両(旧税率)	平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両(新税率)	初度検査年月から13年を経過した車両(重課税率)	
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
四輪	乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円
	乗用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円

※最初の新規検査とは、車両番号(ナンバー)の指定を初めて受けた検査のことです。検査年月は自動車検査証の上段の「初度検査年月」欄に記載されています。

【グリーン化特例(軽課)】

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに新規取得した、一定の性能を有する車両(初度検査年月が令和3年4月～令和5年3月の車両に限る)は、取得の翌年度のみ減税となります。

対象車	内容
・電気自動車 ・天然ガス自動車 ※平成 21 年排出ガス基準 10%低減又は平成 30 年排出ガス規制適合	概ね 75%軽減

○初めて新規登録した年月及び燃費基準の達成状況は、自動車検査証に記載されている「初度検査年月」及び「備考」で確認することができます。

■減免について

次のような場合、申請により軽自動車税が減免になる場合があります。

1. 身体などに障がいのある方のために、本人または同居のご家族が使用する車両で、一定の要件を満たす車両
 ※障がいのある方お1人につき、1台に限ります。
2. 構造が専ら身体に障がいがある方の利用に供するためのものである車両
 ※自動車検査証の「車体の形状」欄に「身体障害者輸送車」または「車いす移動車」と表記されている軽自動車対象です。
3. 公益のために直接専用する車両

○減免申請について

必要なもの： 身体障がい者手帳等、運転免許証、自動車車検証、
 個人番号(マイナンバー)または法人番号がわかる書類

受付期間： 毎年4月 ※納期限の7日前までに申請してください。